科目別 択一スタディ

動画解説　音声ダウンロード

第4回／全8回

基本テキストを一通り学習しても理解しづらい論点や、「わかったつもり」で終わりがちな重要ポイントを毎月１科目ずつ、五肢択一式問題の演習を通して解説します。特に重要なテーマは動画・音声講義でも解説していきます！

社会保険労務士
山川 靖樹
（山川社労士予備校）



労働保険徴収法／労働安全衛生法

〔問　1〕 労働保険徴収法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

A　労災保険法第３条第１項の適用事業の事業主が、その事業が開始された日から10日以内に保険関係の成立の届出をしたときは、その届出をした日に、その事業につき労災保険に係る保険関係が成立する。

B　労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者のうちに労災保険の任意加入を希望する者がいない場合でも、その加入の申請をすることができる。

C　雇用保険暫定任意適用事業の事業主が雇用保険の任意加入の申請をするには、その事業に使用される労働者（雇用保険の被保険者となるべき者に限る。）の４分の３以上の同意を得なければならない。

D　労災保険に係る保険関係が成立している労災保険暫定任意適用事業の事業主が当該保険関係の消滅の申請をするには、その事業に使用される労働者の４分の３以上の同意を得なければならない。

E　雇用保険に係る保険関係が成立している雇用保険暫定任意適用事業の事業主が当該保険関係の消滅の申請をし、厚生労働大臣の認可があったときは、当該認可があった日に、その事業についての当該保険関係が消滅する。

⑴ 保険関係の成立（法３条、法４条）

条文

労災保険法第３条第１項（又は雇用保険法第５条第１項）の適用事業の事業主については、その**事業が開始された日**に、その事業につき労災保険（又は雇用保険）に係る**労働保険**の保険関係（以下「保険関係」という）が成立する。

ちょっとアドバイス！

□**強制適用事業**の保険関係は、事業主の保険加入の希望の有無にかかわらず、また、事業主の何らの手続を必要とせず、「**その事業が開始された日**」に**法律上当然**に成立します。

□保険関係が成立した事業の事業主は、その**成立した日**から**10日以内**に、その**成立した日**、**事業主の氏名**又は**名称**及び**住所**、**事業の種類**、**事業の行われる場所**その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければなりません。

Advance

◆暫定任意適用事業の成立（整備法５条、法附則２条）

労災保険	1）労災保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が**所轄労働基準監督署長**を経由して労災保険の加入の申請をし、**厚生労働大臣**の**認可**（都道府県労働局長に権限委任）**があった日**に、その事業につき労災保険に係る保険関係が成立する。 労災保険の保険料は全額事業主負担であるため、任意加入について労働者の同意を得る必要はなく、事業主の加入意思のみで申請を行うことができる。
	2）労災保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の**過半数**が希望するときは、任意加入の申請をしなければならない。
雇用保険	1）雇用保険暫定任意適用事業の事業主については、その者が**所轄公共職業安定所長**を経由して雇用保険の加入の申請をし、**厚生労働大臣**の**認可**（都道府県労働局長に権限委任）**があった日**に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。
	2）任意加入の申請は、その事業に使用される労働者（適用事業となった場合に被保険者となるべき者）の**２分の１以上**の**同意**を得なければ行うことができない。 任意適用の成立認可を受けた場合には、雇用保険の被保険者となることを希望しなかった者であっても、被保険者となるべき者は、当該認可があった日に資格を取得する。
	3）雇用保険暫定任意適用事業の事業主は、その事業に使用される労働者の**２分の１以上**が希望するときは、任意加入の申請をしなければならない。